

## 香川県条例第66号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間</u>から<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 任命権者は、教育職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において<u>7時間45分</u>又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 任命権者は、教育職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において<u>8時間</u>又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別の勤務の形態)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p>	<p>(特別の勤務の形態)</p> <p>第11条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）</p> <p>ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員及び施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員の施行日以後における勤務の日及び時間帯は、同法第10条第1項各号に適合するように任命権者が定めるものとする。